

21消安第7051号
平成21年10月13日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

加熱乾燥されたカナダ産むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に関する
植物検疫実施細則の一部改正について

今般、「加熱乾燥されたカナダ産むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に関する
植物検疫実施細則」（平成19年6月7日付け19消安第2175号）の一部を別紙のと
おり改正したので、お知らせする。

については、本件の取扱いについて了知の上、対応されたい。

(別紙)

加熱乾燥されたカナダ産むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則（平成19年6月7日付け19消安第2175号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1～8 (略)</p> <p>9 表示 告示8の表示は、次の様式によるものとし、容易に確認できる大きさとするものとされた。</p> <div data-bbox="253 576 618 762" data-label="Image"></div> <p>10 輸入検査 (1) (略) (2) 輸入検査の結果、茎葉である場合、又は当該乾草に茎葉が混入している場合であって、告示3の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の荷札が添付されていない場合、告示8の封印及び表示がなされていない場合は、当該茎葉又は乾草の廃棄又は返送を指示するものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (4) 輸入検査の結果、ヘシアンバエが発見された場合は、次により措置するものとする。 ア 当該荷口の全部の廃棄又は返送を指示すること。 イ (略)</p>	<p>1～8 (略)</p> <p>9 表示 告示8の表示は、次の様式によるものとし、容易に確認できる大きさとするものとされた。</p> <div data-bbox="1227 600 1536 762" data-label="Image"></div> <p>10 輸入検査 (1) (略) (2) 輸入検査の結果、茎葉である場合、又は当該乾草に茎葉が混入している場合であって、告示3の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の荷札が添付されていない場合、告示8の封印及び表示がなされていない場合は、当該茎葉又は乾草の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (4) 輸入検査の結果、ヘシアンバエが発見された場合は、次により措置するものとする。 ア 当該荷口の全部の廃棄又は返送を命ずること。 イ (略)</p>